

# 広島第 13 次労働災害防止推進計画

平成 3 0 年 4 月

広島労働局

## <目次>

はじめに	1
1 計画のねらい	1
(1) 計画が目指す社会	1
(2) 計画期間	1
(3) 計画の目標	1
(4) 計画の評価と見直し	2
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	2
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	2
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性	4
(3) 労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性	7
(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性	7
(5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性	8
3 計画の重点事項	8
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	
(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	
(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等	
4 重点事項ごとの具体的取組	9
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	9
ア 業種別・災害種別の重点対策の実施	9
(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止	9
(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	9
(ウ) 酸素欠乏症等の災害防止	10

イ	安全衛生教育の推進	10
(2)	過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	11
ア	労働者の健康確保対策の強化	11
(ア)	企業における健康確保措置の推進	11
(イ)	産業医・産業保健機能の強化	11
イ	過重労働による健康障害防止対策の推進	11
ウ	職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	11
(3)	就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	12
ア	災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	12
(ア)	第三次産業対策	12
(イ)	陸上貨物運送事業対策	12
(ウ)	転倒災害の防止	12
(エ)	腰痛の予防	12
(オ)	熱中症の予防	13
(カ)	交通労働災害対策	13
(キ)	職場における「危険の見える化」の推進	13
イ	高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の 労働災害の防止	13
(ア)	高年齢労働者対策	13
(イ)	非正規雇用労働者対策	13
(ウ)	外国人労働者、技能実習生対策	13
(4)	疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	14
(5)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	14
ア	化学物質による健康障害防止対策	14
(ア)	化学物質による健康障害防止対策	14
(イ)	リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	14
(ウ)	化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	14
イ	石綿による健康障害防止対策	15
(ア)	解体等作業における石綿ばく露防止	15
(イ)	労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	15
ウ	受動喫煙防止対策	15

エ 粉じん障害防止対策	15
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	15
ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	15
イ 業界団体内の体制整備の促進	16
(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	16
(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等	16

## はじめに

労働災害防止計画は、これまで12次にわたり策定され、この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は改善しているが、近年の状況を見ると、労働災害による死傷者数の水準は低いといえず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働人口の高齢化もあって、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画を踏まえ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画」が策定された。

これを踏まえ、広島労働局が重点的に取り組むべき事項を定めた「広島第13次労働災害防止推進計画」をここに策定する。

## 1 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、多様で柔軟な働き方の選択や就業構造の変化等に対応した、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

### (2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

### (3) 計画の目標

広島労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、過去の最少件数(2016年)と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ② 死傷災害(休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。)については、過去の最少件数(2015年)と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ③ 重点とする業種の目標は以下のとおりとする。
  - ・ 建設業及び製造業の死亡者数については、過去の最少件数(2015年)と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
  - ・ 小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、以下のとおりとする。
  - ・ メンタルヘルス対策の特定3項目(①衛生委員会等における調査審議、②メンタルヘルス対策推進担当者の選任、③教育・研修の実施)取り組んでいる事業場(100人以上)の割合を90%以上とする。
  - ・ ストレスチェック結果を集団分析している事業場の割合を90%以上とする。
  - ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

#### (4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、必要に応じ、計画を見直す。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、昭和45年には年間214人もの尊い命が失われていたものが、12次防期間中は、年平均して25人にまで減少している。

しかしながら、平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の5年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業は全業種平均の減少率に届かず、同じく重点業種の一つであった建設業は減少率こそ全業種平均を上回ったが、依然として死亡災害全体の4分の1を占める状況にあり、引き続き重点業種として対策に取り組むことが必要である(表1)。

これらの背景として、社会経済環境の変化とも相まって、様々な問題が顕在化してきていることが挙げられる。具体的には、年齢構成の偏りによる作業に習熟したベテラン労働者の不足、業務アウトソーシングの増加による現場管理の複雑化、生産設備の自動化等による異常時対応の困難化、装置産業における主要設備の高経年

化に伴う劣化の進展等が課題となっている。

《表 1》労働災害防止計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)

		9次防(期間年平均)	10次防(期間年平均)	11次防(期間年平均)	12次防(期間年平均)
		H10～H14	H15～H19	H20～H24	H25～H29
製造業	年平均死者数	10.0	10.6	9.0	5.8
	9次防からの増減率(%)	-	6.0	▲10.0	▲42.0
建設業	年平均死者数	17.6	12.2	6.6	6.4
	9次防からの増減率(%)	-	▲30.7	▲62.5	▲63.6
陸上貨物運送事業	年平均死者数	8.0	9.4	4.6	2.2
	9次防からの増減率(%)	-	17.5	▲42.5	▲72.5
上記以外の業種	年平均死者数	14.4	12.4	10.2	10.6
	9次防からの増減率(%)	-	▲22.5	▲36.3	▲33.8
業種合計	年平均死者数	50.0	44.6	30.4	25.0
	9次防からの増減率(%)	-	▲10.8	▲39.2	▲50.0

※12次防の期間平均は、平成25年～29年の平均である。(平成29年は、未確定分の件数)

製造業を業種別に見ると、死亡者の比率が高いのは造船業で、次に鉄鋼業である。とりわけ、造船業は製造業の中で4割を占めている。(表2)。

《表2》労働災害防止計画期間ごとの製造業における造船業の死亡災害の推移(9次防～12次防)

		9次防(期間年平均)	10次防(期間年平均)	11次防(期間年平均)	12次防(期間年平均)
		H10～H14	H15～H19	H20～H24	H25～H29
造船業	年平均死者数	2.6	4.0	3.8	2.4
	製造業の中の割合(%)	26	37.7	42.2	41.4
鉄鋼業	年平均死者数	1.2	0.4	0.8	0.6
	製造業の中の割合(%)	12	3.8	8.9	10.3
製造業計	年平均死者数	10.0	10.6	9.0	5.8
	9次防からの増減率(%)	-	6.0	▲10.0	▲42.0

※12次防の期間平均は、平成25年～29年の平均である。(平成29年は、未確定分の件数)

建設業を事故の型別に見ると、最も死亡者数が多い「墜落・転落」について、対策を強化していくことが必要である（表3）。

《表3》労働災害防止計画期間ごとの建設業における事故の型別死亡災害の推移  
(9次防～12次防)

		9次防(期間年平均) H10～H14	10次防(期間年平均) H15～H19	11次防(期間年平均) H20～H24	12次防(期間年平均) H25～H29
墜落・ 転落	年平均死亡 者数	7.0	4.8	2.4	2.6
	建設業の中の 割合(%)	39.8	39.3	36.4	40.6
激突さ れ	年平均死亡 者数	1.4	1.2	1.0	0.6
	建設業の中の 割合(%)	8.0	9.8	15.2	9.4
建設 業計	年平均死亡 者数	17.6	12.2	6.6	6.4
	9次防からの 増減率(%)	-	▲30.7	▲62.5	▲63.6

過去10年間で見ると「墜落・転落」は2番目に多い「激突され」の3倍以上の死亡災害が発生している。「激突され」とは、「飛来,落下」、「崩壊,倒壊」、「交通事故」を除き、物が主体となって人にあつた災害をいう。  
※12次防の期間平均は、平成25年～29年の平均である。(平成29年は、未確定分の件数)

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、平成10年以降の20年間で死傷者数は全国の15%弱を上回る23%強の減少となっている。

しかしながら、減少幅は徐々に小さくなっており、平成20年以降における減少幅は極めて小さい。これを業種別に見ると、製造業及び建設業においては、死傷者数自体は依然として多いものの、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。その一方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、死傷者数の増加幅が著しい業種がある（表5～6）。

また、事故の型別に見ると、製造業に多い「はさまれ・巻き込まれ」や建設業に多い「墜落・転落」については減少幅が全業種平均を大きく上回る一方で、「転倒」「動作の反動・無理な動作」といった高い年齢層で発生しやすいものについては、少しずつ増加している（表7）。

その他、死傷者数の増加幅が大きい第三次産業を業種別に見ると、小売業においては、「転倒」（平成29年は全体の27.4%（速報値））、「動作の反動・無理な動作」（同19.5%）が多く、社会福祉施設においては、「転倒」（同34.6%）や「動作の反動・無理な動作」（同33.8%）が多く、被災者の過半数は50歳以上である。飲食店については、「転倒」（33.3%）に加え、調理中の「切れ・こすれ」（同17.2%）や「高温・低温の物との接触」（18.3%）が多く、30歳未満が3分の1以上を占め、



50歳以上と拮抗している。

社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者が参入しやすいなど、高年齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でない場合が多いため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業では、危険性の高い機械や化学物質等を使用する機会が少ないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が足りず、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえると、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

《表5》労働災害防止計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)

		9次防(期間年平均) H10～H14	10次防(期間年平均) H15～H19	11次防(期間年平均) H20～H24	12次防(期間年平均) H25～H29
製造業	年平均死傷者数	1340	1204	918	825
	9次防からの増減率(%)	-	▲10.1	▲31.5	▲38.4
建設業	年平均死傷者数	754	559	369	340
	9次防からの増減率(%)	-	▲25.9	▲51.1	▲54.9
陸上貨物運送事業	年平均死傷者数	448	450	376	359
	9次防からの増減率(%)	-	0.4	▲16.1	▲19.9
小売業	年平均死傷者数	293	308	293	310
	9次防からの増減率(%)	-	5.1	0	5.8
社会福祉施設	年平均死傷者数	55	106	153	217
	9次防からの増減率(%)	-	92.7	178.2	294.5
飲食店	年平均死傷者数	73	75	88	104
	9次防からの増減率(%)	-	2.7	20.5	42.5
業種合計	年平均死傷者数	3851	3574	3023	2951
	9次防からの増減率(%)	-	▲7.2	▲21.5	▲23.4

※9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

《表6》業種死傷年千人率の推移(平成21, 26~28年)

	平成 21 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
製造業	3.39	3.50	3.14	3.45
建設業	3.58	3.91	3.98	4.32
小売業	1.48	1.55	1.82	1.70
社会福祉施設	2.33	2.38	2.39	2.02
飲食店	0.97	1.12	1.25	1.30
業種合計	2.22	2.21	2.09	2.10

※平成 27 年及び平成 28 年の千人率の根拠となる従業員数は、経済センサス(総務省)のデータから推定した値を使用した。

《表7》労働災害防止計画期間ごとの事故の型別死傷災害の推移

(9次防~12次防)

		9次防(期間年平均)	10次防(期間年平均)	11次防(期間年平均)	12次防(期間年平均)
		H10~H14	H15~H19	H20~H24	H25~H29
墜落・ 転落	年平均死傷者数	727	677	542	486
	9次防からの増減率(%)	-	▲6.9	▲25.4	▲33.1
はさまれ・巻き込まれ	年平均死傷者数	636	539	408	372
	9次防からの増減率(%)	-	▲15.3	▲35.8	▲41.5
転倒	年平均死傷者数	629	633	618	653
	9次防からの増減率(%)	-	0.6	▲1.7	3.8
動作の反動、無理な動作	年平均死傷者数	299	311	331	361
	9次防からの増減率(%)	-	4.0	10.7	20.7
事故の型合計	年平均死亡者数	3851	3574	3023	2951
	9次防からの増減率(%)	-	▲7.2	▲21.5	▲23.4

※9次防の期間平均は、平成 11 年~14 年の平均である。12次防の期間平均は、平成 25 年~28 年の平均である。

### (3) 労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超え（60.9%：労働者健康状況調査 H.24）ている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等で労災認定された件数は、ここ数年は20件前後で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は10件前後となっている（表8）。

《表8》 脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	労災認定件数	9	9	18	10	2
	うち死亡件数	4	2	8	4	1
精神障害	労災認定件数	16	16	12	13	15
	うち自殺件数	5	5	4	2	4
労災認定件数合計		25	25	30	23	17
うち死亡・自殺合計		9	7	12	6	5

このような中で、過労死等防止対策推進法が2014年に成立しており、過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一歩を踏み出している。

ストレスチェック制度においては、労働者一人一人のストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要である。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談等を安心して受けられることが重要である。

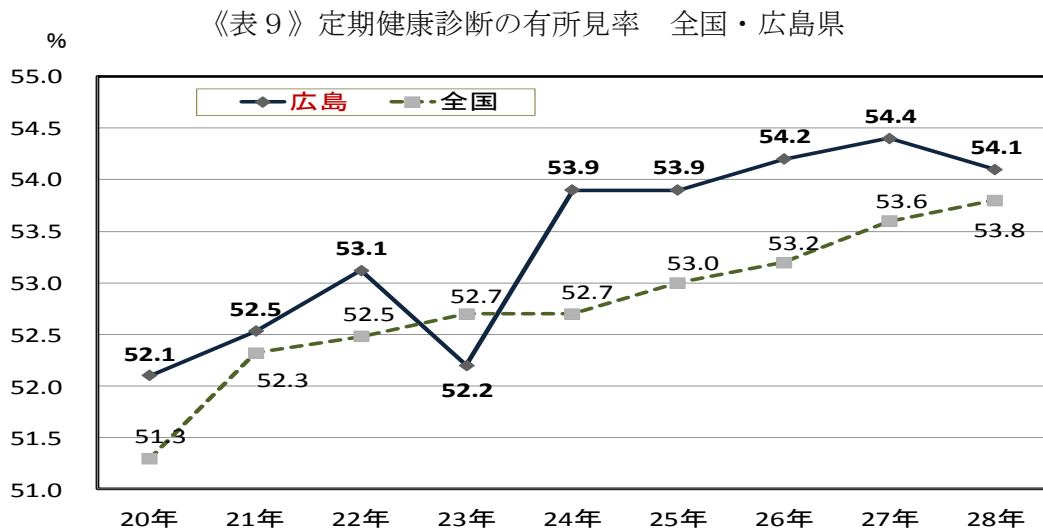
### (4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。（表9）疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場

面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。



### (5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性

労働安全衛生関係法令の改正等により、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生していることから、化学物質を使用する事業場自らが、化学物質譲渡・提供者から安全データシート（SDS）の交付を受けて、危険性や有害性等の情報の活用を促進する必要がある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2028年のピーク時には全国で約10万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

## 3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の8項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

#### 4 重点事項ごとの具体的取組

##### (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

###### ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

###### (ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える状況にあることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。

また、「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会報告書」（平成29年6月13日墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会とりまとめ）を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。

- ・ 建設業の死亡災害を見ると解体工事における死亡災害が見られることから、今後も鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加することが見込まれることから、引き続き安全講習会を開催し解体工事における安全対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、中国地方整備局と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を実施する。

###### (イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 危険性の高い機械等については、製造者が十分な知識及び技能を有する者を参画させた機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日付け基発第0731001号）による製造時のリスクアセスメントを確実に実施するとともに

に、機械等の使用者による安全な使用の徹底を図る。

- ・ 死亡災害が多発している造船業に対しては、全国造船安全衛生対策推進本部広島支部及び各班と連携して墜落・転落災害の防止をはじめとして安全基準の徹底を図る。
- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を勧奨する。
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害の防止のため、「危険性または有害性等の調査等に関する指針」に基づき、リスクアセスメント及びリスクの低減の実施を推進する。

#### **(ウ) 酸素欠乏症等の災害の防止**

- ・ 酸素欠乏症に係る全国の死亡者は、平成 25 年 3 名、平成 26 年 0 名、平成 27 年 6 名、平成 28 年 3 名という推移である中で、広島県内では平成 28 年 1 名、平成 29 年 1 名、平成 30 年(3 月末)1 名と 3 年連続して酸素欠乏症による死亡災害が発生していることから、酸素欠乏症・硫化水素中毒(以下「酸素欠乏症等」という)に係る災害防止対策について、酸素欠乏症等危険場所の事前確認及び作業主任者等の選任並びに関係労働者に対する特別教育の実施等の災害防止措置の徹底を酸素欠乏症等の作業に係る製造業及び建設業等の関係事業場及び団体への徹底を図る。

#### **イ 安全衛生教育の推進**

- ・ 2017 年は、経験年数の浅い未熟練労働者による死亡災害が多く発生し、とりわけフォークリフトやクレーン等の機械操作中に自ら被災している事案が散見されることから、計画的な安全衛生教育により労働安全衛生法令の遵守事項等の徹底を図る。
- ・ 安全衛生教育は、一過性で終わらせることなく、日々の職場巡視等の安全衛生管理活動を通じて、それぞれの労働者の業務の内容に応じて、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、繰り返し、安全衛生教育の推進を図る。
- ・ 安全衛生教育の推進に当たっては、中小企業、第三次産業、高年齢労働者、外国人及び就業形態の多様化といった労働災害防止上の課題に適切に対応していくことが重要であり、また、危険感受性の低下が懸念されていることから、十分な安全を確保した上で、作業に伴う危険性を体感させるような教育や事例研究、討議方式など、安全衛生教育の好事例の収集及び情報提供等を行うことを通じて、工夫した安全衛生教育の推進を図る。

## **(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進**

### **ア 労働者の健康確保対策の強化**

#### **(ア) 企業における健康確保措置の推進**

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

#### **(イ) 産業医・産業保健機能の強化**

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健機能強化のための支援及び産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動を図る。

### **イ 過重労働による健康障害防止対策の推進**

- ・ 長時間労働の是正により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

### **ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進**

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 広島産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

### **(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進**

#### **ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対応**

##### **(ア) 第三次産業対策**

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の改善を図る。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、職場定着支援助成金の紹介等を織り交ぜて、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

##### **(イ) 陸上貨物運送事業対策**

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会広島支部と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。

##### **(ウ) 転倒災害の防止**

- ・ 死傷災害のうちの2割強を占める転倒災害については、4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、転倒予防体操の周知・普及を図る。

##### **(エ) 腰痛の予防**

- ・ 重量物取扱い作業、介護・看護作業、車両運転作業等に従事する労働者に対し、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者等の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。



- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」等ガイドラインの周知・普及を図る。

#### **(オ) 熱中症の予防**

- ・ 夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値測定器を用いた測定の実施とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 5 月からのクールワークキャンペーンを活用し、熱中症予防対策の周知・啓発を強化する。
- ・ 建設業で発生した死亡災害事例を見ると、労働者の健康状態の確認を行う必要が認められることから、作業開始前、作業中及び作業終了後に健康状態の確認を実施することについて、重点的に周知・啓発を図る。

#### **(カ) 交通労働災害対策**

- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

#### **(キ) 職場における「危険の見える化」の推進**

- ・ 多様な働き方が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策の普及を推進する。

### **イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止**

#### **(ア) 高年齢労働者対策**

- ・ 労働力が高齢化し、転倒や腰痛が増加傾向にあることから、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善や筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等の取組事例、安全と健康確保のための「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」の周知を図る。

#### **(イ) 非正規雇用労働者対策**

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施等の徹底を図る。

#### **(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策**

- ・ 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業又は製

造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたが、広島県内では平成 26 年から毎年、技能実習生及び当該制度による外国人労働者の死亡災害が発生しており、今後とも外国人労働者の死亡災害の発生が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、外国人労働者を雇用する事業場及び技能実習制度の監理団体管理団体に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。

#### **(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進**

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 広島地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

#### **(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進**

##### **ア 化学物質による健康障害防止対策**

##### **(ア) 化学物質による健康障害防止対策**

- ・ 化学物質を使用する事業場自らが、化学物質譲渡・提供者から安全データシート（SDS）の交付を受けて、危険性や有害性等の情報を活用するよう指導・啓発する。

##### **(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善**

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるためのコントロールバンディング、CREATE-SIMPLE 等各種支援策の活用・周知を図る。

##### **(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実**

- ・ 事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要であるため、化学物質のラベル表示や SDS による情報について理解させ、保護具の正しい着用方法等の雇入れ時等の安全衛生教育の徹底を図る。

## イ 石綿による健康障害防止対策

### (ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等が報告されていることから、石綿障害予防規則第3条に基づく事前調査の確実な実施について周知・指導を行う。
- ・ 建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要であることから、発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、こうした石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策を強化する。

### (イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

## ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・ 受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務の作業場について、換気装置や空気清浄機の設置等受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

## エ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

## (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

### ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取組み

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

## **イ 業界団体内の体制整備の促進**

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を推進するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、本計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

## **(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進**

- ・ 安全衛生部門の人材に乏しい小規模な企業に資するよう、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会広島支部との連携を強化する。

## **(8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等**

- ・ 労働災害防止や労働者の健康確保について、災害防止団体や業種団体等の安全衛生大会や広報誌等を通じて、周知啓発を積極的に行い、県民の安全・健康意識の高揚を図る。